

三原市教育委員会告示第1号

三原市教育委員会が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成18年教育委員会規則第7号）により、三原運動公園指定管理者の候補者選定に係る公募手続を開始するため、次のとおり告示する。

令和8年9月11日

三原市教育委員会教育長 

1 指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置

三原運動公園 三原市沼田東町釜山10253番地1

2 指定管理者の指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次の掲げる要件のいずれにも該当する団体等であること。

- (1) 法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループであること。（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることができない）
- (2) 指定期間中、安全かつ円滑に管理運営業務を遂行できる能力を有していること。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しの日から2年以上が経過していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団員等と不適切な関係を有する者ではないこと。
- (7) 広島県暴力団排除条例第10条又は第11条の規定に違反する者ではないこと。
- (8) 団体又はその代表者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (9) 事業者の場合、引き続き2年以上事業を営み、市税等の滞納がないこと。
- (10) 市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。
- (11) その他法令等に違反していないこと。

4 指定管理者が行う公の施設の管理の基準

- (1) 三原運動公園は、都市公園であるとともに、市民の生涯スポーツの振興を図るために設置され、各種スポーツ大会や市民が地域で身近にスポーツ活動を行うための施設として位置づけられている。このような施設の設置目的を踏まえて、スポーツ振興に寄与する管理を行うとともに、市民ニーズの把握に努め、市民サービスの向上に努めること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の削減に努めること。

5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

- (1) 施設及び附属設備の利用の許可に関する業務
- (2) 維持管理に関する業務
- (3) 設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (4) 利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) その他施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務

6 応募の期限

令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）

申請提出先 三原市教育委員会スポーツ振興課

郵送の場合 1 0 月 1 6 日（金）必着

手渡しの場合 午後 5 時 1 5 分まで